

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第二十二條（略） 一～五（略） 六 特定専門家派遣対象機関（第三十三條第二項第三号に規定する特定専門家派遣決定により専門家の派遣の対象となつた者をいう。第三項において同じ。）に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの（第三十二條の十一第一項において「地域経済活性化事業活動」という。）に関する専門家の派遣（以下「特定専門家派遣」という。） 七～十三（略） 2・3（略） （再生支援決定） 第二十五條（略） 2～7（略） 8 再生支援決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業</p>	<p>（業務の範囲） 第二十二條（略） 一～五（略） 六 特定専門家派遣対象機関（第三十三條第二項第二号に規定する特定専門家派遣決定により専門家の派遣の対象となつた者をいう。第三項において同じ。）に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの（第三十二條の十一第一項において「地域経済活性化事業活動」という。）に関する専門家の派遣（以下「特定専門家派遣」という。） 七～十三（略） 2・3（略） （再生支援決定） 第二十五條（略） 2～7（略） 8 再生支援決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者</p>

者に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定支援決定)

第三十二条の二 (略)

2・6 (略)

7 特定支援決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定出資決定等)

第三十二条の十 (略)

2・3 (略)

4 機構は、特定出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第二号において「特定出資決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5・6 (略)

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十二 (略)

2・3 (略)

4 機構は、特定組合出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第三号において「特定組合出資決定」という。）を行ったときは

に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定支援決定)

第三十二条の二 (略)

2・6 (略)

7 特定支援決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及びその代表者等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定出資決定等)

第三十二条の十 (略)

2・3 (略)

4 機構は、特定出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第一号において「特定出資決定」という。）を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5・6 (略)

(特定組合出資決定等)

第三十二条の十二 (略)

2・3 (略)

4 機構は、特定組合出資をする旨の決定（次項及び第三十三条第二項第二号において「特定組合出資決定」という。）を行ったときは

- 、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 5 特定組合出資決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十三 (略)

2 (略)

- 3 特定経営管理決定は、平成三十三年三月三十一日までに行わなければならない。

4 (略)

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

- 2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定又は特定支援決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

- 、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 5 特定組合出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の十三 (略)

2 (略)

- 3 特定経営管理決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

4 (略)

(債権等の譲渡その他の処分の決定等)

第三十三条 (略)

- 2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書、第三十二条の二第七項ただし書、第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)で、かつ、できる限り短い期間

二 特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五

年以内（第三十二条の九第六項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）で、かつ、できる限り短い期間

三 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定をいう。

）、特定組合出資決定又は特定経営管理決定 これらの決定の日から平成三十八年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで）又は特定信託引受決定の日から五年以内（第三十二条の九第六項ただし書の認可を受けて特定信託引受決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）でなければならない。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十八年三月三十一日まで）でなければならない。

（新設）

二 特定専門家派遣決定（特定専門家派遣をする旨の決定をいう。

）、特定組合出資決定又は特定経営管理決定 これらの決定の日から平成三十五年三月三十一日までの期間

3 機構が貸付債権等の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の九第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）でなければならない。

4 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、再生支援決定の日から五年以内（第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで）でなければならない。